

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

※令和3年度非課税世帯、家計急変世帯で受給している場合は対象外

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯） のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方が**、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日（令和3年12月10日）時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きましたら、内容（支給要件、振込先等）を確認して、市町村に**返信**ください。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和3年12月10日）時点でお住まいの市区町村に、ご提出ください。
申請書配布先：久米島町役場福祉課

I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) **世帯の全ての方が**、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きましたら、内容（支給要件、振込先等）を確認して、市町村に**返信**ください。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの市区町村に、ご提出ください。
申請書配布先：久米島町役場福祉課

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問合せ 久米島町役場 福祉課 ☎985-7124

地域包括支援センターからお知らせ

久米島町の皆さんにお伝えします。
去った7月15日に、久米島町役場の会議室にて、「久米島の地域福祉を支える会議」と題し、地域住民が中心の福祉活動について意見交換を行いました。

へえ～、地域福祉ってなんですか？

簡単に言いますと、“ユイマール”のことでです。

島の方は、昔から“ユイマール”やってるよ！
なんで意見交換をする必要があるの？

今後、さらに高齢化が進み、ユイマールがもっと重要になります。そのため、これから「意見を交換すること」は、みんなで“ユイマール”を支え、強化するために必要だからです。

“意見交換の場”では、地域福祉について、「どのような活動や資源が活かされているか」、「地域の福祉活動の情報収集をどのように行うか」など、を話しました。

参加者

西銘区長、真謝担当民生委員、民間事業者、社協、福祉課、
久米島老人クラブ連合会長

続いてのお知らせです。

7月21日（木）、イーフ情報プラザにて「青空カフェ」が開かれました。

高齢者の“集いの場”や“生きがいづくり”、“認知症予防”への効果があると期待されています。

今月は、鳥島公民館にて、9月15日（木）、午前10時から実施予定です。



連絡先：地域包括支援センター ☎985-7124